

# 令和4年度 札幌市社会福祉審議会 総会

## 会 議 録

日 時：令和4年12月22日（木）13時30分～14時30分

会 場：北海道経済センター8階Aホール

## 1 開会

### ○事務局（足立総務課長）

皆さま、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度札幌市社会福祉審議会総会を開会いたします。

私は、札幌市保健福祉局総務課長の足立と申します。どうぞよろしく願いいたします。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきたいと思っております。

はじめに、保健福祉局長の栗崎からご挨拶申し上げます。

## 2 栗崎保健福祉局長あいさつ

### ○栗崎保健福祉局長

保健福祉局長の栗崎でございます。本日は、3年ぶりに対面での会議の開催となりました札幌市社会福祉審議会総会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また、この間、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、様々な場面で、札幌市の保健福祉行政に多大なるご尽力いただいておりますことに、改めて厚く御礼申し上げます。

さて、札幌市は今年市制施行100周年という大きな節目を迎えましたが、本年10月に、この先10年間のまちづくりの指針となる「札幌市まちづくり戦略ビジョン〈ビジョン編〉」を策定いたしました。

このビジョン編では、「ユニバーサル（共生）」、「ウェルネス（健康）」、「スマート（快適・先端）」をまちづくりの重要概念として定めており、「ウェルネス（健康）」に関しては、保健福祉局が主体となり、誰もが生涯現役で、学び、自分らしく活躍できる社会の実現について取り組むほか、「ユニバーサル（共生）」についても、互いに個性や多様性を認め合う社会を進めていくため、ハードの面でのバリアフリー、心の面でのバリアフリーを進めていく必要があります。

人口減少や少子高齢化という時代の転換点に直面し、今後も、保健福祉局が所管する分野はますます重要になってくるものと考えております。委員の皆さまにおかれましても、今後とも引き続きご協力をお願いいたします。

保健福祉関連の各種個別計画に関しましても、地域社会福祉計画や高齢者支援計画、障がい者プランなどについて、来年度が現計画の最終年度となることから、現在それ

ぞれ見直しに着手しているところであります。これらにつきましてもご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

さて、本日は、令和3年度社会福祉審議会分科会の開催状況のご報告及び今年度から北区と東区でモデル事業として開始した支援調整課の取組みについてご説明させていただきます。委員の皆さまには、忌憚のないご意見を賜りたく存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ではございますが開催にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

### 3 本市職員紹介

#### ○事務局（足立総務課長）

つづきまして、保健福祉局長の栗崎のほか、本日出席しております本市職員を紹介いたします。

（出席者の紹介）

### 4 事務連絡

#### ○事務局（足立総務課長）

それでは、議事に入る前に、本日の審議会は、委員34名のうち23名のご出席をいただいておりますこと、出席者が過半数に達しておりますことから、札幌市社会福祉審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元にある資料をご確認ください。『会議次第』、『座席表』、『委員名簿』、『札幌市社会福祉審議会条例』、『札幌市社会福祉審議会運営規程』、資料1『令和3年度社会福祉審議会分科会の開催状況について』、資料2『支援調整課のモデル実施について』7点でございます。全ての資料がお手元にお揃いでしょうか。

議事につきましては、「会議次第」をご覧ください。

本日は、議題(1)の「令和3年度社会福祉審議会分科会の開催状況」及び議題(2)の「支援調整課のモデル実施」について、担当部からご説明いたします。

それでは、議事に入ります。ここからは、浅香委員長に進行をお願いいたします。

## 5 議題①

### ○浅香委員長

ただいまご紹介いただきました、札幌市社会福祉審議会委員長の浅香でございます。本日はよろしくお願いたします。

早速ですが、議事を進行させていただきます。

まず、「令和3年度社会福祉審議会分科会の開催状況について」担当部から説明を受けます。よろしくお願いたします。

### ○加藤総務部長

令和3年度社会福祉審議会分科会の開催状況について、報告いたします。

お手元に配付しております、「札幌市社会福祉審議会運営規程」の第4条に記載がございますとおり、社会福祉審議会には6つの分科会がございまして、このうち、令和3年度は3つの分科会の活動がございました。資料1に基づきまして、順に説明いたします。

まず、社会福祉施設等整備審査専門分科会についてですが、市内において第一種、第二種社会福祉事業を行う社会福祉施設及び介護老人保健施設の整備計画、事業予定者等の適格性を多角的に審査するもので、国庫補助や本市の補助を受けようとする社会福祉施設の創設、増築大規模修繕等の整備計画等を審査対象としております。

本分科会の所属委員ですが、各分科会の分科会長で構成することとしており、浅香分科会長をはじめとした5名が委員となっております。

本分科会の活動実績ですが、令和3年度は2回開催しております。

第1回は、令和3年6月21日に書面開催し、介護老人福祉施設の大規模修繕について、申請のあった1件の計画を補助対象として採択することが適正として審査しました。

第2回は、令和3年11月30日に開催し、介護老人福祉施設及び障がい福祉施設について、申請のあった10件のうち、5件の計画を補助対象として採択することが適正として審査しました。

次に、裏面2ページの民生委員審査専門分科会の活動実績でございます。

本分科会は、札幌市民生委員推薦会から市長へ推薦された、民生委員・児童委員について、市長から諮問を受け、委員会で委員として適任か審査し、市長へ答申を

行っています。

次に、本分科会の所属委員ですが、秦分科会長をはじめとし、計7名の委員で構成しております。

本分科会の活動実績ですが、令和3年度は計3回開催しており、市長から諮問された計79名について審査し、全員適任であると答申いただいております。

次に、身体障害者福祉専門分科会審査部会につきましては、障がい保健福祉部長の大谷よりご説明させていただきます。

### ○大谷障がい保健福祉部長

身体障害者福祉専門分科会の令和3年度の活動実績について報告いたします。なお、令和3年度は審査部会のみが開催されておりますので、ここでは審査部会に係る報告をいたします。

まず、審議概要ですが、身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定及び身体障害者福祉法施行令第5条第1項に基づく障害程度の審査を行うものであります。

身体障害者福祉法第15条に基づく医師とは、身体障害者手帳の申請に必要な診断書・意見書を記載することができる医師のことであり、その指定には社会福祉審議会の意見を聴くことが同法で義務付けられています。

また、障害程度の審査に関してですが、身体障害者手帳の申請があったものの、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるためには、社会福祉審議会へ諮問することが身体障害者福祉法施行令で義務付けられているほか、身体障害者更生相談所の審査を経て、なお特に医学的専門的判断が必要な場合についても社会福祉審議会へ諮問することとしております。

身体障害者福祉専門分科会の委員は、部会長の平野医師をはじめ、6名の医師で構成されております。なお、歯科医の諸留医師については、令和3年度は審査案件がなく、審議への参加はありませんでした。

続きまして、実際の活動実績についてですが、委員全員が一堂に会することが困難なため、審査部会運営要綱第4条第4項に基づき、書面会議による審査といたしました。したがって、資料の日付は部会長の議決日を記載しております。

8月開催の第1回目の審議結果ですが、医師の指定審査案件92件については、すべて承認いたしました。また、障害程度の審査案件は、3件すべてを非該当と判断いた

しました。

2月開催の第2回目の審議結果ですが、医師の指定審査案件44件については、すべて承認いたしました。また、障害程度の審査案件は、10件すべてを非該当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○浅香委員長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

(発言なし)

## 6 議題②

#### ○浅香委員長

次に、支援調整課のモデル実施について担当部から説明を受けます。よろしく願いいたします。

#### ○加藤総務部長

総務部長の加藤でございます。令和4年度から開始しております、相談・支援の拠点としての区役所の機能強化の取組みについて、この場を借りてご報告申し上げます。資料2をご覧ください。

##### 1 支援調整課の取組

札幌市では、福祉に関わる生活の困りごとを複合的に抱える市民が地域で自立した生活を送ることをより推し進めるため、福祉に関する相談、支援の拠点としての区役所の機能強化に取り組んでおります。

近年、高齢化や地域のつながりの希薄化、貧困、社会的孤立などに起因いたしまして、複数の福祉課題を複合的に抱える方が増加する傾向にあります。本市としても、高齢、障がい、児童、生活困窮といった各分野でそれぞれ支援の充実や関係者、関係機関の皆様との連携を図ってきましたが、そうした方々を総合的に支援することが現場では次第に難しくなっているところではあります。

そうした支援ニーズへの対応として、複合的な福祉課題を方える方々や制度の狭間で支援が届きにくい方々に係る情報を集約し、調整するための部署として、今年度、北区と東区に支援調整課をモデル的に設置し、区内関係各課の参加による支援調整会議の開催などを軸とする取組みを進めているところです。

この取組みにより、課題の早期発見、複合的課題等への手厚い支援、課題解決の糸口の発見などを早期に行うことを期待するものとなります。

## 2 支援調整会議の実施状況

支援調整会議を進めるにあたり、モデルの2区で複合的に福祉課題を抱えている方、単独の部署での対応が困難あるいは限界があると思われる方、将来的に重大な結果に発展する可能性が高い方をあらかじめ拾い出し、優先順位の高いものから支援の検討を行っております。

会議では、11月末時点で延べ32件を取扱っております。

事例の一つ目は、障がい児の育児負担により、心中をほのめかす親子について、関係課が情報を共有して対応を進めたケースです。支援調整会議による情報の共有と分析を行ったことで、対象者の新たな側面について見える化が進み、さらなる情報収集の必要性や、協働して対応することの重要性を改めて認識することができたものです。

二つ目としては、暴力等をふるうひきこもりの子どもに困っている母親について、別件で来庁した際に対応した職員が支援調整課につないだケースです。必要性を感じた職員が支援調整課につなげたことで、詳細な状況把握が可能となり、支援調整会議を通じ、より適切な部署が新たに対応に加わるという支援方針を立てることができたものです。

三つ目は、地域住民は心配しているが、対象者が福祉的支援を拒否しているケースです。直ちに支援を要する状態にはないことを確認したうえで、そこで終わらずに支援調整の対象と位置づけ、新たな支援の契機となる変化を見逃さないため、区保健福祉部各課間で対象者の情報共有体制の整備を行ったものです。

このように会議で支援方針などの議論を行ったことにより、いくつかの効果が得られているところです。

### 3 モデル実施を通じた各取組の検討状況

モデル事業を実施するにあたり確認する項目として、下記の5つの取組みを設定しております。

【取組1】 支援内容・対象者の設定

【取組2】 庁内連携・協働のあり方、情報共有方法の検証

【取組3】 官民連携のあり方、地域資源の活用のあり方の検討

【取組4】 既存の制度・枠組みでは救えない課題の明確化

【取組5】 ケースワークの推進（職員研修の実施など）

取組1について、モデル事業を開始するにあたり、モデルの2区であらかじめ対象となりうる案件を抽出し分析したところ、高い割合で精神障がいあるいは知的障がいがある方の関与が認められたところです。その中には支援を拒否する事例も少なくないことが分かりました。

そのため、障がいに関する基礎的な知識や対応の充実や、支援拒否なども含めた困難事例への対応力向上のための体制について、さらに検討が必要であると認識しております。

取組2については、支援調整会議への参加自体が、関係する他の部署の動きや考え方についての理解を深めるなど、庁内連携の強化の契機になることが分かっております。

一方で、会議の直接的な参加者以外の職員、例えば対象者が予告無く区の窓口に行っちゃった場合、その方が支援対象であることに窓口で対応した職員が気付かないなど、職員間での情報共有が十分に図れないことが確認できたため、既存の情報システムの活用方法を工夫したところ、一部ではあるが必要な情報共有のための体制構築ができました。この点については、効果的にどのようなことができるか、この後も引き続き検証していく必要があると認識しております。

取組3については、今後アウトリーチなども含め、新たな取組が必要になると考えております。関係部署の新たな取組みに対する余力は限られていることに加え、取組4にあるように、今日的福祉課題についての対応も求められることから、本庁及び外部の相談機関との更なる連携や、複合案件への取組推進のため、既存業務の更なる外部委託等を進める必要があると考えております。



#### 4 モデル以外の区の実態把握

10区のうち2区ではこのような取組みを進めておりますが、他の8区については、どのような状況にあるか今年度調査をしております。

対象は、モデル区を開始した時と同じように、このままでは重大な結果に発展する可能性が高いケースあるいは単独の部署での対応が困難なケースについて、各区に抽出を行っております。

対象者の数については、どこで線引きをするかにより大きく変わると考えておりますが、今回の取組みにおいては、各区で385世帯、一区当たり48世帯の対象が抽出されました。そのうち約7割がこのままでは重大な結果に発展する可能性が高いケース及び単独の部署での対応が困難なケースの両方に該当するケースとなっております。また精神障がいあるいは知的障がいのある方の関与する割合はいずれの区も7割を超えております。先行している2区でも同じ状況であり、全市的な傾向であると確認できたところです。

#### 5 全市展開に向けて

モデル2区で取組みを進めている最中です。本日お示しした成果や課題を踏まえ、まだ十分なノウハウが蓄積しているとは言えず、事例の積重ねやノウハウの蓄積が必須であると認識していることから、残りの期間について、両区を中心に本庁各部も一丸となってできることを考えているところです。

説明は以上です。

#### ○浅香委員長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんか。

#### ○村井委員

「2 支援調整会議の実施状況」のところに、令和4年11月末現在で延べ32件実施と記載がありますが、モデル2区合わせた件数ということよろしいですか。

#### ○加藤総務部長

2区合わせて32件となります。

## ○村井委員

「4 モデル以外の区の実態把握」の抽出件数では区平均約48世帯となっており、モデル2区で対応した件数が少ないように見えるのですが、どのような理由でしょうか。

## ○加藤総務部長

今年の春の段階で両区それぞれ40件ほど対象となるのではないかという世帯を拾い出しておりましたが、その後詳しくその方々の状況を調査したところ、複合案件ではなく単独の部署で対応が可能であったケースや、区から転出してしまった方々などを除いたもののうち、優先順位の高い案件から順番に支援調整会議や情報収集の強化を行っており、対応する中で絞り込まれた数とご認識いただければと思います。

説明が行き届かず申し訳ありません。

## ○村井委員

興味深い取り組みだと感じておりますが、相談業務を日常的にやっている中で、支援が必要な方々の中には、区役所に行くこと自体、敷居が高いという方がたくさんいらっしゃいます。札幌市生活就労支援センター（ステップ）では、生活困窮者を対象に出張相談会を実施しておりますが、大変喜ばれておりますので、区役所にたどり着くまでの経路について、もっと門戸を広く持てるような取組を併せて期待しております。よろしくお願いいたします。

## ○加藤総務部長

ご意見ありがとうございます。説明を割愛しておりましたが、外部の相談機関の連携について、資料の中段右にも記載しておりますとおり、私たち職員だけで全てを対応できるとは考えておりません。やはり周辺にいらっしゃる方々、あるいは活動している団体の皆様との連携をさらに強めていかなければならないと認識しております。

なかなか区役所に行けない方も相当数いらっしゃることは、我々も十分承知しており、そのような方々の情報をどこから得るのかについては、大きな課題だと思っております。

今回は、市役所職員の対応に終始した説明となりましたが、当然その先を見据えて、

まずは最前線で活動されている社会福祉協議会の皆様や、地域の福祉関係の方々との連携をどのようにうまくやっていくかをきちんと考えていかなければならないと思っております。

### ○加藤委員

区の窓口相談に来た方への対応については、複合的課題を把握しやすいが、例えば包括支援センターなど、外部からの対応の依頼や情報提供については、依頼を受けた単独の部署での対応となりがちであるので、外部からの意見の上手い吸上げ方について、工夫していただければと思います。

また、資料の中で「複合的課題等への手厚い支援」という記載がありますが、手厚い支援というのは、具体的に何をするのか、はっきりさせたほうが良いと思います。

最後に、複合的な課題を抱えた本人の調整に目が行きがちですが、その方を抱える世帯をどのようにケアしていくか、もしケアをしている方がいなくなった場合にどうなってしまうのか、世帯単位でケアを見ていかないと解決しない問題もあるので、世帯単位の支援のあり方についてもご検討をお願いします。

### ○加藤総務部長

ご意見ありがとうございます。意見の吸上げ方については、十分含みおき進めたいと思います。

また、手厚い支援について具体的にしたほうが良いのではというアドバイスもいただきました。一見似たようなケースに見えても、どのような障がいがあるか、家族構成、経済状況など百人百様であり、よく見ると全く異なる状況に置かれていて、そのときに、どういうことを、どのような順序ですればいいのか、まるで違うのだという声が現場から上がってきております。もう少し分析が進み、このようなケースのポイントはここだと類型化できれば、途中で対応に困り支援の手が止まることを減らせるだろうと考えており、もっと事例収集を加えたうえで今の疑問に答えられるようなアウトプットを出せればと思います。

### ○箭原委員

子ども未来局と北海道でヤングケアラーのアンケートを取っております。アンケー

トの対象となる家族は、ちょうど支援調整会議の対象になるような複合的な福祉課題を抱えた世帯である可能性が非常に高いため、関係先と調整して支援調整会議を定期的に開催していただければありがたいと思っております。

### ○加藤総務部長

ありがとうございます。実はヤングケアラーについては、本日我々が説明した取組みの他、子ども未来局を中心とした取組みをすでに実施しております。ただそれぞれの取組みについて、実施主体は区の保健福祉部一つですので、別々ではなく一体となって進めていきたいと考えております。

### ○北澤委員

支援調整課について、いつまでモデル事業を継続し、いつから全市展開をしていくのか、具体的な見通しがあればお示しいただければと思います。

また、資料の「2 支援調整会議の実施状況」の効果1～3について、見える化が進んだり、情報共有が整備されたということは理解できましたが、その結果どうなったのかがよくわからないので、どこまでお話できるかはわかりませんが、具体例をお示しいただいたほうが想像しやすいのではないかと思います。

### ○加藤総務部長

今後の見通しについては、最終的な全市展開を目指し現在モデル事業により実績を積み上げ、課題の抽出や解決方法を検討しながら進めている段階です。いつ時点で全市展開ができるかについては、残念ながら現状申し上げられる段階に無く、もう少し事業が進んだ段階でお示しできればと思います。

また、具体的にどのようなケースを扱い、どのような結果になったかについては、やはり困難ケースということもあり、支援調整会議の案件として挙がり、職員が何らかの対応をし、解決までむかうということはなかなか無い状況です。何らかのアクションを続け、支援をしながら見守りを続けることを早期に着手することが効果になるかと思います。ただ先ほどもありましたとおり、我々が把握できているのは我々に相談があった案件だけであり、実際には察知できていない方々が多くいらっしゃるので、今まで対応してこなかったことに結び付く事例がこの後おそらく出てくると思います。

そのような方とやり取りができるようになったときに、皆様にお伝えできるような成果が出てくるのかと思います、現在取り組んでいる最中です。

### ○林委員

引きこもりやダブルケア、ヤングケアラーなど今日的福祉課題について、実際にはかなり前から認識されていた問題であり、札幌市が他の案件でなかなか対応ができていないうちに、現在このような状況になっているのだと思います。

外部の相談機関が成熟し専門性を有するようになるにも相当の時間が必要になります。就労支援やダブルケア、ごみ屋敷となると活動する団体もなかなか成熟していない分野だという気がしますので、外部との連携を進めるのと同時に成熟していない分野で活動する団体を育てていくという視点も入れていただきたいと思います。

### ○池田委員

すごく大切な取組みをされていると思います。今回の連携、横割りに支援していくということの前提として、どこに相談に行ってもいいかわからない方が、気軽に相談できるような総合相談窓口が必要であり、窓口で相談を受けた問題をどのように調整するかという話になると思いますが、札幌市の場合には、市役所の中での総合相談と市役所以外での総合相談をどのように組合わせて考えているのかというのを教えていただきたいです。

### ○加藤総務部長

区役所の保健福祉部ではご来庁いただき、ご相談いただいたことを福祉的な面で一義的に対応する相談の窓口（各区保健福祉課相談担当係）があり、専任の係長職、一般職を配置しております。相談の内容について、制度に合致し、何かサービスを提供できるものであれば、担当部署に繋ぎ手続きを進めることができますが、本人だけではなく、周囲の方々も含め検討が必要な案件や、行政として必要なサービスを用意できていない分野の案件については、担当部署に振り分けできずどうしても残ってしまいます。各部署では対応できない制度の狭間の問題や、本人から支援の明確な意思表示がないような場合については、行政として手が出せず対応が終了してしまうこともあります。そこを何とか工夫してうまく対応できないかという話ですが、10区ある区

役所には大勢の職員がおり、いつでもどこでも同じような対応ができているのかというと、そうではないのが実情です。察知された方の状況についても、似たように見えても支援の方法がそれぞれ異なる場合もあるので、時間をかけてよく状況を把握しなければならぬことだと思っております。

一度相談に来ていただいたけれども、現状それ以上対応できない場合もあると申し上げましたが、今回そういったケースをなくす為に支援調整課に集約する仕組みを作り、組織的に対応しようとしているので、市役所内部としては、今よりもっと感度を上げて取組む下地は出来つつあると思います。

総合相談窓口の開設を求めていらっしゃる方もいると思いますが、それぞれの分野の窓口で専門的なやり取りをさせていただきつつ、それ以外のことは知らないよと言わず、きちんと把握したうえで必要な対策を組織みんなで対処しようとしていると受け止めていただければと思います。

支援の必要な方がたくさん窓口に来ていただけるようにできればと考えておりますのでその方法についても検討してまいりたいと思います。

## ○長江委員

精神または知的障がいに関与する割合がすごく多いということですが、私たち札幌市手をつなぐ育成会にも相談の電話がかかってきます。その際には、札幌市障がい相談支援事業所につながってもらう推進はしておりますが、昔サービスが整備されていなかった影響か、特に年齢の高い方について行政からの支援は受けたくないという方が多くいらっしゃいます。今までどうにか自分たちでやれていた世帯も、親が80歳を超え、障がい者本人だけではなく、親御さんのケアも必要となったときに、本人には障がい分野のケアマネージャー、高齢の親には介護の分野のケアマネージャーが別々で情報の共有など上手くいかないことがあるようです。

やはり分野の垣根を越えて周りの親や支援者などを交えて取組む必要があると思いますが、すぐに10区に広げられないのはどういう理由かと思っております。困難ケースを踏まえて増やしていきたいということですが、ケースは千差万別であり、思い切って増やさない限り、案件の積み残しが増えるだけになると思いますので、10区なるべく早く拠点ができるようお願いします。

## ○加藤総務部長

激励の言葉ありがとうございます。頑張りたいと思います。

## ○浅香委員長

北区と東区でモデル事業として開始した際の職員の人数について事前にお伺いしましたが、十分な人工の確保はできていないということと、2区といえども問題の解決に向かう過程などを共有することについても、業務繁忙で難しいのかなということを感じたため、10区それぞれに整備するのではなく1か所拠点を立てて全区の方々を対象にしたほうがよりスペシャリストとしての職員の育成につながりいいのではないかと感じていました。

ただ委員の皆さんの意見をお伺いして、近くに相談するところがあるほうがいいのか、1か所に集約した拠点を設け、各区役所以上の対応ができるようにしたほうがいいのか、悩ましいところと感じております。

保護課の窓口で生活保護の相談に行かれた方について支援調整課で対応することもあるのでしょうか。

## ○加藤総務部長

支援調整課の役割について、支援調整会議の準備をすることだけではなく、対象者への対応に必要な部署に声をかけて、みんなでやろうと交通整理をしたり、調整したりすることも業務の一つであります。保護課だけでは対応が難しいケースがあれば補足し、共有し、みんなでどうするか組織的に意思決定するという仕事をしております。2区以外でもやっていないわけではありませんが、十分にできているとはいえない状況であり、そのフォローのために人工をかけ、どのような仕事の進め方をすれば一番うまくいくか模索している段階です。

## ○浅香委員長

NHKのニュースで、生活保護の受給者数が、前年同月比（11月比）で約6%増えていると報道されておりました。経済や就業の状況などにより、そうなっているのかと思いますが、札幌市の状況について教えてもらえればと思います。

## ○阿部保護自立支援担当部長

札幌市の生活保護の状況について、9月時点の数字になりますが、受給世帯数が56,551世帯、受給人数は71,100人、保護率は36.0‰であり、市民のうち約3.6%の方が生活保護を受給していることとなります。

今年度に入ってから、相談件数や申請件数がともに増加傾向にあり、10月速報の数字では、相談件数について対前年同月比0.9%増加、申請件数も14%程度増加している状況です。

増加要因としては、推測になりますが、昨今のコロナ等感染症の影響及び物価高騰の影響が考えられます。加えて、国による各種支援策を受けギリギリで踏みとどまっていた方々がいよいよ困窮し、生活保護の相談にいらっしゃっているのではないかと考えているところです。

## ○深見委員

民生委員は、本日話題に出た障がい者の方、高齢者の方、生活保護を受給されている方全てを対象に活動しており、地域からの情報を一番最初に区役所などにつなげる役目をしております。

病院には総合診療というものがあり、それぞれの科にかからなくても、すべてを診てもらえるように、福祉の窓口にも総合の相談窓口があったらいいと思います。区役所の人手の問題もあると思いますが、複数の課題を抱えた世帯を対象として1か所ですべての相談ができるシステムがあればいいと思いました。

## ○加藤総務部長

ご意見ありがとうございます。我々も当たり前ですがその時々で精一杯仕事しております。今やらなければならないことに取組みつつ、緊急で取り組まなければならないと認識した課題をまだいくつか抱えており、それに何とか対応しようとしている最中ですので、どうか今しばらく温かい目で見守りいただき、ご意見などは今後も頂戴できればと思います。

## ○浅香委員長

今回の施策については、横断的な取り組みであり、各分科会でも議論が進むと思いま



すので、今後も情報共有をしていただければと思います。

### ○長江委員

専門機関や各区の自立支援協議会などでも、いろいろな困難ケースを話し合ったりしているのですが、区役所内部で職員間だけで連携するのではなく、いろいろなところにお力を借りて対応していただければと思います。

### ○浅香委員長

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、本日の議事をすべて終了いたしました。

先ほども話がありましたが、コロナ禍におきまして当総会は書面開催が2年間続き、分科会もほとんど開催できない状況が続いておりました。来年度に向けて事務局の保健福祉局では、それぞれの対応、対策について十分検討していただけたらと思っておりますので、保健福祉局の皆様よろしく申し上げます。

以上をもちまして、札幌市社会福祉審議会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。